

令和7年4月23日

監 査 証 明

公益社団法人 私立大学情報教育協会
代表清算人 向殿 政男 殿

名古屋市東区東桜2-13-11
岸田 会計事務所
税理士 岸田 賢次

公益社団法人私立大学情報教育協会の令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月28日）における証憑書類、支出伺書、振替伝票及び決算諸表について監査したところ、新公益法人会計基準に準じた経理処理が実施されていると認める。なお、共通費のうち公益等9事業区分への配賦額については、各事業に個別に配賦できないため、一定の基準により配賦されていることを確認した。